

南部町国民健康保険西伯病院障害者活躍推進計画

令和2年4月

機関名	南部町国民健康保険西伯病院
任命権者	南部町病院事業管理者 林原 敏夫
計画期間	令和2年4月1日 ～ 令和7年3月31日 (5年間)
西伯病院における障害者雇用に関する課題	西伯病院においては、法定雇用率は達成できており、障害者雇用の確保に向けて積極的な採用活動を行っているところである。 今後は法定雇用率の達成継続を目指すとともに、採用した障害者である職員 の活躍のために体制整備等に取り組む必要がある。
目標	
(1)採用に関する目標	【実雇用率】 法定雇用率2.6%以上を目標とする (参考)令和元年6月1日時点の実雇用率:2.6% (評価方法) 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理
(2)定着に関する目標	不本意な離職を極力生じさせない。 ※今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定。
(3)ワーク・エンゲージメントに関する目標	【ワーク・エンゲージメント】初年度の基準を上回る ※令和2年度内に実態に関するデータを収集する。 (評価方法) 在籍している障害者(新規採用を除く)に対し、アンケートを実施し、把握・進捗管理を行う。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1)組織面	○障害者雇用推進者として事務部総務室長を選任する。 ○院内の人的サポート体制を整備するとともに院外の関係機関(職業安定所、その他障害者が利用している支援機関)と連携体制を構築し、関係者間で共有する。
(2)人材面	○障害者が配属されている部署の職員を中心に、年1回以上、厚生労働省障害者雇用対策課又は鳥取労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講案内を行い、参加を募る(過去に同講座を受講したことがない職員に限る。)
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、職務の選定及び創出について院内全体で検討を行う。 ○定期的な面談により、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1)職務環境	○障害者からの要望を踏まえ、作業マニュアルのカスタマイズ化やチェックリストの作成、作業手順の簡素化や見直しを検討する。 ○新規に採用した障害者については定期的な面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
(2)募集・採用	○採用選考に当たり、障害者からの要望を踏まえ、本採用までに少ない勤務での慣らし期間を設ける等障害特性への配慮を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
(3)働き方	<ul style="list-style-type: none"> ○勤務時間数については本人の希望を聞きながら対応するとともに、意欲的に勤務に当たれるよう配慮し勤務時間数の増加を促す。 ○時間単位の年次有給休暇や、傷病休暇又は病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
(4)キャリア形成	<ul style="list-style-type: none"> ○採用の時点で中長期的なキャリア形成に関する本人の希望を面談等により把握し、その内容や各職種で求められる技能等も踏まえた職務選定を行う。また、任用から6か月となった時点で職務経験の総括的な振り返りを行う(必要に応じ外部の支援機関も交え、面談を実施したり書面を作成することにより、任期の終了後においても引き続き公務内外で就労できるように支援を行う)。
(5)その他の人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ○定期的な面談の設定および必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。 ○中途障害者(在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。)について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。 ○本人が希望する場合には、「精神障害者等の就労パスポート」の活用等により、就労支援機関等と障害特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。
4. その他	
	<ul style="list-style-type: none"> ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。